

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年7月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也	欠席	8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大薮 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

10 番	田中 隆	1 番	田中 幸子
------	------	-----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第 27 号議案から第 29 号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書 1 ページをご覧ください。第 27 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

 議案書 2 ページをご覧ください。番号 1 番。こちらは令和 7 年 2 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は店舗用地が必要なためです。

【議案説明】

 譲受人は主に医療機関等の経営や業務受託、食堂や飲食店の経営等を行う法人です。

 譲受人は現在、犬山市内で医療事務等を業務受託しており、治療後のリハビリテーションが必要とされていることや、
からドライバーの腰痛対策を相談されていることから鍼灸接骨院が必要と考え、本申請となりました。

 地図資料の 3 ページをご覧ください。本申請地の雨水は敷地内に設けた雨水貯留浸透槽にて敷地内処理をした後、付近道路側溝に放流します。また、汚水排水は南側の公共下水道にて処理します。

 農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 11 番、エ- (7)-b-(a)、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エ-(イ)、許可をする

ことができるに該当します。

続いて、番号２番。こちらは令和７年２月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は店舗用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は整理番号１番と同じ法人です。譲受人は、今後の経営の安定化を図るためにも飲食店経営の拡大を考えており、整理番号１番の鍼灸接骨院の建築に伴い、その利用者や周辺住民の集客が見込まれる立地であることから、申請地での店舗の建築を計画したため、本申請となりました。

地図資料の９ページをご覧ください。本申請地の雨水は整理番号１番の敷地内にある雨水貯留浸透槽にて処理した後、付近道路側溝に放流します。また、污水排水は南側の公共下水道にて処理します。

農地区分は整理番号１番と同じですので、説明を省略させていただきます。

議案書の３ページをご覧ください。番号３番。転用の目的は戸建住宅建築用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は分譲住宅や注文住宅の開発、設計や施行、不動産の売買・仲介などを行う法人です。分譲住宅の供給が不足しており、本申請地は都市計画法第３４条第１１号区域であり、若年ファミリー層の定住促進策として、新規分譲住宅の整備は地域活性化にも寄与することから、本申請地及び隣地の２筆を一体で利用し、新規分譲住宅の建築・販売を行うため、本申請とな

りました。

地図資料の15ページをご覧ください。雨水は敷地内の雨水枡で集水し、南側道路側溝に排水します。汚水排水は敷地内の浄化槽で処理し、南側道路側溝に排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ-
(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

続いて、番号4番。転用の目的は庭及び物干場が必要なためです。

【議案説明】

借人は、平成18年に本申請の隣地に住宅を建築しましたが、敷地に余裕が無く、子供の遊び場と物干場が不足しておりました。今回本申請地を庭及び物干場として利用するため本申請となりました。

本申請地は平成18年ごろから農地法の手続きを行わずに庭及び物干場として使用していたため、土地所有者からその旨の始末者が添付されております。

地図資料の20ページをご覧ください。雨水は芝張り及び砂利敷設により、地下浸透します。また、本申請地の東側所有者と共同で幅員60cm 深さ約40cm の素掘りの雨水排水路があり、排水路は北側道路側溝に接続して放流します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ-
(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

議案書の4ページをご覧ください。番号5番。転用の目的は分家住宅用地が必要なためです。

【議案説明】

借人は現在、埼玉県に住んでおりますが、仕事の都合で愛知県に引っ越すことになり、住む場所を探していたところ、貸人である母の本家の隣地である本申請地及び隣地の2筆を一体で、分家住宅として利用することで話がまとまったため、本申請となりました。

地図資料の23ページをご覧ください。雨水は集水桝にて集水し、南側道路側溝へ放流します。

汚水排水は合併処理浄化槽にて処理し、南側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側2番、Ⅰ-(7)-a、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。許可基準は右側10番、Ⅰ-(Ⅰ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当します。

続いて、番号6番。こちらは令和7年2月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は工場用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は主に合成樹脂製品の製造を行う法人です。売り上げはコロナ禍前より継続して伸び続け、利益もここ数年高水準で推移しており、現在、小牧市にある2つの工場で製造を行っておりますが、受注の増加に伴い新工場の建築が必要となりました。本申請地は、計画を実現するための面積や現工場からの距

離など、良好な条件であり、主要な取引先も近く、市道富岡荒井線へのアクセスも良いため、本申請となりました。

地図資料の28ページをご覧ください。土地造成は、盛土を行い、周囲には土留め及びフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水は敷地内で集積し、敷地内の貯留浸透施設にて処理し、北側道路側溝に放流します。汚水排水は公共下水道に接続します。また、事業実施の際に製造所や貯蔵所で危険物第4類第3石油類を扱いますが、安全対策のほか所内に防液堤・配管・集積枳を設置して流出を防止し、産業廃棄物として処理を行うため、水路等への排出はありません。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側6番、オ-
(7)-a-(b)、鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね500m（当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ以内の区域）にある農地で、第2種農地に該当します。許可基準は右側34番、オ-(1)-b、イ-(1)-c、d、g、hのいずれかに該当する場合で、表面右側10番、イ-(1)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当します。

議案書5、6ページをご覧ください。番号7番、こちらは令和7年2月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は工場用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は、主に金属加工用切削工具等の製造、販売等を行う法人です。譲受人の製造するセラミック工具は高い耐熱性を持

ち、航空機エンジンや自動車のディスクブレーキの加工などで需要が大きく、現在間借りしている工場では手狭になり対応が困難になったことから、新工場の建築を計画することとなりました。本申請地は、計画を実現するための面積や本社からの距離など良好な条件であり、国道41号や名古屋高速道路小牧北IC、東名高速道路小牧ICへのアクセスも良く、最適な場所と判断したため、本申請となりました。

地図資料の37ページをご覧ください。周辺をフェンスで囲い、土砂などの飛散を防止します。雨水はU型側溝により、雨水貯留施設へ集水し、新設する付替え排水路へ排出します。汚水排水について、工場排水は、濾過装置等で公共下水道への排出基準値以下となるようにして公共下水道にて排出します。生活排水は、公共下水道にて排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側6番、ホ-(7)-a-(b)、鉄道駅、県庁、市役所（支所を含む）及びこれらの類似施設の周囲概ね500m（当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ）以内の区域にある農地で、第2種農地に該当します。許可基準は右側34番、ホ-(1)-b、イ-(1)-c、d、g、hのいずれかに該当する場合で、表面右側10番、イ-(1)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当します。

議案書の7ページをご覧ください。第28号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の8ページをご覧ください。

【議案説明】

1番、2番の案件は、7月14日に事務局と城東地区担当の

農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に木が生い茂っており山林となっております。傾斜地なため耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、機械等で農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

続いて議案書の9ページをご覧ください。第29号議案、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見決定についてです。

整理番号1番については犬山地区、2番については城東地区、3番については羽黒地区となります。

議案書の説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第27号議案から第29号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

議長 ご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

10分ぐらいということで、14時40分まで地区審議をお願いします。

午後14時30分 地区審議

午後14時40分 開議

議長 それでは総会を再開します。

第27号議案に入りますが、本議案には河村委員と松山委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により河村委員と松山委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【河村委員、松山委員 退席】

議長 第27号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番から2番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番から5番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

4番から5番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 6番から7番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

6番から7番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第27号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。
 続いて第28号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。
 1番から2番について城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
 1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
 第28号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。
 続いて第29号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。
 1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。
 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
 2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員

6 番の斉木です。

3 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 29 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

議案書の 11 ページをご覧ください。第 13 号報告、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 1 件です。

議案書 13 ページをご覧ください。第 14 号報告、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 9 件です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。